

日本介護福祉教育学会 入会申込書

年 月 日

日本介護福祉教育学会の趣旨に賛同し、学会活動に尽力することを誓約して、入会を申し込みます。

ふりがな	生年月日	性別
氏名 印	昭和・平成 年 月 日生	男・女
自宅住所 〒 —		
TEL — — FAX — —		
所属機関 所属機関名	職名	
所属機関住所 〒 —		
TEL — — FAX — —		
e-mail		
最終学歴	昭和・平成・令和 年 月卒業	該当する方は○で囲む 修士・博士
専門分野（具体的な研究内容）		
主な論文・著書等（発表年月を記載すること。別紙添付も可）		
学会誌等送付先 自宅・所属機関（左記いずれかを○で囲む）		

●会費払込先 金融機関名等：三井住友銀行 霞が関支店 普通口座
□ 座 番 号：6478413
□ 座 名 義：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 会長 澤田豊
※入会の際は必ず年会費の納入をお願いします。

事務局記入欄	会員番号
受付日	推薦者氏名
入会承認日 (入会日)	

年 月 日

入会推薦状

日本介護福祉教育学会

会長 澤田 豊 様

入会希望者の所属先：_____

入会希望者の氏名：_____

上記の者は、日本介護福祉教育学会の正会員として適当であり、入会にあたって推薦します。

推薦者：日本介護福祉教育学会正会員

所属先：_____

氏 名：_____ 印 _____

日本介護福祉教育学会会則

(名称)

第1条 本会は日本介護福祉教育学会と称する。

(目的)

第2条 本会は介護福祉士の養成に関わる教育内容及び教育技術の学術的向上発展を推進し、会員相互の緊密な学問的交流並びに介護福祉教育の普及を通じ国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定期的学術集会及び講演会の開催
- (2) 機関誌等会員の研究成果の刊行及び配付
- (3) 教育上の図書出版
- (4) その他本会の目的を達成するにふさわしい事業

(会員)

第4条 本会の会員は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下「協会」という。）に属する養成施設の教職員（非常勤講師を含む）または養成施設の介護実習施設及び事業所の実習指導者並びに本会の目的に賛同する者であって、幹事会の承認を受けた者をもって構成する。

- 2 会員は本会の機関誌への投稿及びその配付を受け、各種の会合への出席及び発表をすることができる。

(入会)

第5条 会員になることを希望する者は、現在日本介護福祉教育学会正会員である者1名の推薦を得て、幹事会に申し込まなければならない。

(会費)

第6条 会費は会員が年間8,000円とし、会員はこれを収めなければならない。

- 2 会費を3年以上滞納した者は、幹事会の決議により会員名簿から除籍され、会員たる資格を失う。

(退会)

第7条 会員は、幹事会に申し出て退会することができる。

(役員)

第8条 本会に会長、副会長（2名）、幹事（10名以上15名以内）及び監事（2名）を置く。

- (1) 会長は協会会長が当たり、会務を統括する。
- (2) 副会長は会員の中から幹事会において選出された者が就き、会長を補佐する。
- (3) 幹事は会員の中から推薦された者を会長が委嘱する。
- (4) 監事は会員の中から推薦された者を会長が委嘱し、会務を監査する。
- (5) 幹事の選出方法は別に定める。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(編集委員)

第9条 本会に編集委員を置く。

- (1) 編集委員は学会誌の刊行のため必要な者が幹事により推薦され、会長が委嘱する。
- (2) 編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 編集委員の定数は原則として8名とする。
- (4) 編集委員のうち1名を編集委員長とする。

(5) 編集委員のうち1名を副編集委員長とする。

(6) 編集委員長及び副編集委員長は編集委員の中から会長が委嘱する。

(賛助会員及び購読会員)

第10条 本会に賛助会員及び購読会員を置くことができる。

(1) 賛助会員は本会の趣旨に賛同する団体で、幹事会の承認を受け、会費を年間10,000円収めなければならない。

(2) 購読会員は機関誌の配付を受ける会員で、幹事会の承認を受け、会費を年間4,000円収めなければならない。

2 会費を収めない賛助会員及び購読会員は、幹事会の決議により会員たる資格を失う。

(総会)

第11条 総会は、毎会計年度1回以上開催するものとし、幹事会の決議を経て会長が召集する。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。代理人を指定しない場合は、総会の議長を代理人とする。

4 委任状提出者は、総会の出席者とみなす。

5 次の事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 会則の改定等重要事項

6 やむを得ない事由により、開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合は、映像及び音声の送受信により通話することができる方法により総会を開催することができる。

(幹事会)

第12条 幹事会はすべての幹事をもって構成する。

2 幹事会は第2条の目的を達成するために次の職務を行う。

(1) 第3条の事業実施に関すること。

(2) 会員(賛助会員及び購読会員を含む。)の入退会に関すること。

(3) 総会の開催に関すること。

(定期的学術集会)

第13条 定期的学術集会は、毎会計年度1回以上開催するものとし、会長の委嘱を受けた実行委員長が統括し、実行に当たる。

2 実行委員長の選出は別に定める。

(会計)

第14条 本会の運営は、会員の会費、補助金及び寄付金等の収入をもってこれに当てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 納入された会費は返戻しない。

(事務の担当)

第15条 本会の事務は、協会事務局において担当する。

附則

1 この会則は平成26年8月28日から施行する。

2 この会則の施行に伴い、平成6年11月10日制定の会則は廃止する。

3 この会則は平成27年9月11日から施行する。

4 この会則は平成29年4月1日から施行する。

5 この会則は令和6年8月20日から施行する。

日本介護福祉教育学会幹事、編集委員並びに実行委員長の選出等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本介護福祉教育学会会則第8条に規定する幹事、同会則第9条並びに第 13 条に規定する編集委員、実行委員長の選出に関する事項を定めることを目的とする。

(幹事の選出及び構成)

第2条 幹事は、会員の中から、各ブロック代表及び会長の推薦により選出される。

2 幹事の構成は、研究者(日本学術会議の「協力学術研究団体」の構成員としての研究者)が50%以上を占めるものとする。

(編集委員の選出)

第3条 編集委員は、当該機関誌の刊行のため必要な者が幹事により推薦され、会長が委嘱する。

2 編集委員のうち1名を編集委員長とする。

(実行委員長の選出等)

第4条 定期的学術集会は各ブロック単位で開催し、実行委員長はブロック内で選出する。

2 実行委員は担当の都道府県、担当のブロック内から必要な者を選出する。

1 この規定は平成 27 年9月 11 日から施行する。

日本介護福祉教育学会規約図

		正会員	賛助会員	購読会員	○－可能 ×－不可能
学術集会	出席	○	○	×	
	発表	○	×	×	
学会誌	配付	○	○	○	
	投稿	○	×	×	

【学会の加入について】

学会加入の申し込みは、「入会申込書」に記入・押印のうえ、正会員一名の「入会推薦状」と合わせて下記あてにお送り下さい。

〒113-0033
東京都文京区本郷3-3-10 藤和シティコープ御茶ノ水2階
公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会内
日本介護福祉教育学会 事務局
TEL：03-3830-0471

入会時の学会費は、入会希望者氏名で下記の口座にお振込み下さい。

金融機関名等：三井住友銀行 霞が関支店 普通口座
口座番号：6478413
口座名義：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 会長 澤田豊

なお、入会申込書・入会推薦状の到着と入会時の学会費のお振込みを確認後、学会幹事会に諮り、学会員名簿に登録となります。